

奈井江町空家等管理活用支援法人指定方針

1 趣旨

奈井江町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお本方針は、指定の状況等を踏まえ適宜見直すこととします。

2 町が求める業務内容

奈井江町空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）に指定された、支援法人は、奈井江町空家等対策計画に基づき次に掲げる業務を行うものとし、ます。

(1) 所有者等の管理者意識の醸成

- ・町広報誌や啓発チラシなど、所有者等への適正な維持管理の周知

(2) 定期的な空家等事態調査の実施

- ・住民移動が収まった春頃や冬期間における空家の管理状況等の確認

(3) 空家等の流通・利活用の促進

- ・情報化と需要と供給のマッチングを促進する、全国版空家バンクと連動した情報発信
- ・空家等を利活用するための中古住宅購入助成や住宅リフォーム助成の相談対応

(4) 管理不全空家等及び特定空家等への対応

- ・現地の状況や空家等の現況確認、所有者等へ空家等の状況や必要な対応依頼

(5) 管理不全空家等及び特定空家等の解体

- ・周囲へ悪影響を及ぼしている管理不全空家等及び特定空家等の所有者に対する解体相談

(6) 空家等に対する総合相談窓口対応

(7) その他の空家等の管理若しくは活用を図るために必要な事業又は事務

3 事前協議

指定の申請に当たっては、必ず事前協議をお願いします。

4 その他

支援法人は、業務の遂行のため必要がある場合において、次の請求を奈井江町に対して行うことができます。

- 1 空家等の所有者等に関する情報提供の請求（法第 26 条第 2 項）
- 2 空家等対策計画の作成又は変更の提案（法第 27 条第 1 項）
- 3 法第 14 条各項の規定による請求の要請（法第 28 条第 1 項）